

平成24年度外部評価における意見への対応状況

外部評価実施事業名 担当部局名	外部評価時点での事業の状況						外部評価における意見	県の対応状況
	事業のねらい・目的	事業の内容	指標	目標値 (年度)	実績値 (年度)	次の目標 (年度)		
(1) フリースクール支援事業 総務部 私学学事振興局 私学振興課	・小・中学校の不登校児童・生徒が利用するフリースクールの指導体制、体験活動等の教育環境の整備・改善を支援することで、不登校の児童・生徒が早期に社会的自立や学校復帰ができるようにする。	・公益法人が設置し、在籍校が出席扱いとしている、施設の利用料が低額等の要件を満たすフリースクールに対し、当該施設が必要とする指導体制の整備や学習、社会体験活動等に補助を行う。	小・中学校の不登校児童・生徒数 1,000人当たりの不登校児童・生徒数	4,498人 (H23) 11.2人 (H23)	5,098人 (H23) 12.1人 (H23)	11.2人 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校復帰や高校進学が48名中31名というのは高い効果である。一方で不登校児童・生徒数は増えており(目標未達成)、フリースクールの受入数の拡大努力が必要。 ・支援人数が少ない。補助対象とするフリースクールの認定範囲を広げてはどうか。 ・児童生徒に多様な道を用意する意味で、フリースクールの取組の意義は大きい。 ・不登校児童・生徒を、市町村と協働して、地域的にもっと細かい目でみていくことも必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースクールが行う相談会に係る経費を補助対象とすることにより、フリースクールの認知度を向上させ、利用者の拡大を図る。 なお、不登校児童・生徒の居場所であるフリースクールの安定的かつ継続的な運営を、確実に実行できる公益的な法人を対象としている。 ・市町村では、適応指導教室を設置し不登校児童・生徒の支援を行っている。フリースクールでは、担任の施設訪問や、在籍校・適応指導教室との情報交換など連携した不登校児童・生徒の学校復帰に向けた取組が行われており、今後もその取組を支援していく。
(2) 学習支援センター支援事業 総務部 私学学事振興局 私学振興課	・学業不振や学校不適応に悩む私立高校の生徒、中途退学したが再度高校卒業にチャレンジする者に、学習の場を提供し、学業の継続を支援することで、不登校や中途退学を防止する。	・私学団体が設置する「学習支援センター」が行う不登校高校生に対する進路相談、カウンセリング、学習支援等の学校復帰のための事業に補助を行う。	私立高校の中退率	2.13% (H23)	2.17% (H23)	1.98% (H26)	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化で生徒が減っていく高校と、学習支援センターとの連携も考えられる。 ・公立高校でも多くの中退者がいる。学習支援センターにおいて、私立高校の生徒に限らず支援していくことは大切。 ・フリースクールでも学習支援センターでも、本来的には学校外でなく、学校自体の取組で不登校が減ることが理想であることを押さえておくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校59校中、不登校生徒の受入を専門とする1校を除く58校と連携している。 今後も公立高校生も含めた学校復帰に向けた取組を支援していく。 ・別途「私立学校経常費補助金」において私立学校における不登校防止のための取組を支援していく。
(3) 世界文化遺産登録推進事業 企画・地域振興部 総合政策課 世界遺産登録推進室	・「宗像・沖ノ島と関連遺産群」及び「九州・山口の近代化産業遺産群」を人類共通の宝として適切に保存し未来へ継承していくため、世界遺産登録を早期に実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会の開催 ・「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議の開催 ・推薦書の作成 ・シンポジウムの開催等 	シンポジウム等参加者 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」 シンポジウム等参加者 「九州・山口の近代化産業遺産群」	700人 (H23) 700人 (H23)	1,580人 (H23) 500人 (H23)	700人 (H26) 700人 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録のためには何が必要かを考え、推薦書も本当に質の高いものを作るためには費用をそこに集中した方がよい。 ・県民の盛り上がり、気運醸成は、まだまだ不足している。 ・遺産群の学術的・行政的評価をきちんとメッセージとして発信しなければならぬ。伝わりにくいところ、見えにくいところをしっかりと言語化して伝えることが非常に大事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や専門家等と十分な協議を行いながら、世界遺産としての顕著な普遍的価値の証明、保存管理計画の策定等を進めており、推薦書作成に万全を期すため、今後もしっかり取り組んでいく。 ・これまでの広報啓発に加え、県広報媒体(テレビ、ラジオ、新聞)の積極的な活用や、世界遺産を活かしたまちづくりなど地元に関連があるテーマを取り上げ、登録に向けた気運醸成に努めていくとともに、わかりやすい表現や映像の活用により、世界遺産としての価値の発信に取り組んでいく。

外部評価実施事業名 担当部局名	外部評価時点での事業の状況						外部評価における意見	県の対応状況
	事業のねらい・目的	事業の内容	指標	目標値 (年度)	実績値 (年度)	次の目標 (年度)		
(4)福岡県NPO・ボランティアセンター事業 新社会推進部 社会活動推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO・ボランティア、企業、行政など多様な主体による協働を促進するため、福岡県NPO・ボランティアセンターにおいて、情報の発信、ネットワークづくり、交流機会の創出、協働のコーディネートを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報誌やホームページによる優良事例の紹介 ・交流機会の提供 ・協働の仲介・促進 ・NPO・ボランティアと企業、行政との協働実践会議の開催 ・ふくおか協働ひろば「交流会」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ふくおか協働ひろば「交流会」参加者数 センターホームページ登録団体数 NPOと県との協働事業件数（新設） NPOと市町村との協働事業件数（新設） 	500人(H23)	600人(H23)	<ul style="list-style-type: none"> 150件(H26) 1,500件(H26) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大事なのは事業性や経営が成り立っていくという視点。経営や法人運営そのもののスキルアップを支援していくべき。 また、税制上の優遇措置が適用される認定NPO法人を目指すNPOに対して、取得及び制度活用に向けた専門家による助言指導を行い、NPOの財政基盤強化を支援していく。 ・センターの情報誌作成に携わった若い人が、最初は単に仕事だったのが勉強してだんだん心がNPOに向いてきている。その分野のリーダーになるのではという期待ができる事例もある。そういう二次的な効果も大切。 ・県とNPOとの提案事業などの事業費に比べて、センターや課の人員費が多いのではないかと。人員費を削減し、事業費に振り向ける努力が必要。 ・県事業と市町村事業の棲み分け、県の中での当課と他事業課の棲み分けをしながら進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO向けの講座において、事業性の確保や経営力強化の視点を採り入れたプログラムを盛り込んでいく。 また、税制上の優遇措置が適用される認定NPO法人を目指すNPOに対して、取得及び制度活用に向けた専門家による助言指導を行い、NPOの財政基盤強化を支援していく。 ・センター事業を、引き続きNPOとの協働により企画・実施し、中間支援NPO（NPOを支援するNPO）の育成を図っていく。 ・当該センター事業には、NPO法人の認証や運営相談・指導など法定の事務執行の人員費が含まれている。適正な事務執行に引き続き努める。 ・県事業と市町村事業の棲み分けについては、県と市町村で対応に乖離がないよう、市町村との会議・研修会等を通じて連携強化することで対応する。 また、県と他事業課との棲み分けについては、県の各部局における協働の状況把握（協働事業調査）に努め、必要に応じてNPOと各部局との仲介等を行うことにより、各事業課とNPOとの協働事例を創出することで対応する。
(5)不妊治療支援事業 保健医療介護部 健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担を感じている夫婦に対する経済的な支援及び不妊に関する専門的、医学的な相談や情報提供など精神的な支援を行うことと、不妊の悩みに対する総合的な支援体制の整備を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険が適用されない不妊治療への助成 ・不妊専門相談センターにおける不妊の悩みを持つ方々への精神的な支援 	<ul style="list-style-type: none"> 不妊治療費の助成件数 不妊相談件数 	1,300件(H23)	1,537件(H23)	<ul style="list-style-type: none"> 1,900件(H27) 2,400件(H27) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療は日々進歩している。その時々状況に応じた対応が必要。 ・不育症対策も治療効果が高い。対象に加えるよう検討すべきではないか。 ・相談窓口についての広報が重要。県HPと市町村HPとのリンクなど工夫していくべき。 ・不妊治療に対する家族、職場、社会の理解の促進という面にも目を向けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊等に関する最新の知見・情報等について、県・市町村の担当職員研修を行い、相談体制の質を確保する。 ・不育症のうち、原因がわかっているものについては、保険診療で治療が確立しているため、不妊治療費助成の対象とはしないが、不妊相談センター等で治療機関等の情報提供ができるよう、体制整備を行う。 ・相談窓口の周知は、リーフレットを作成し、指定医療機関及び市町村に配付している。今後、市町村等へ周知依頼を行う場合は、県HPアドレスを付し、リンク依頼を検討したい。 ・不妊治療についての啓発の中で、職場等の理解促進についても触れていきたい。

外部評価実施事業名 担当部局名	外部評価時点での事業の状況						外部評価における意見	県の対応状況
	事業のねらい・目的	事業の内容	指標	目標値 (年度)	実績値 (年度)	次の目標 (年度)		
(6)ジェネリック医薬品 使用促進事業 保健医療介護部 薬務課	・患者の個人負担の軽減及び医療費の伸びの適正化を図るため、後発医薬品の使用を促進する。	・福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会における事業手法の検討、協議 ・地域の特性に応じた普及促進活動の実施 ・保険者が行う差額通知事業への支援 ・ジェネリック医薬品普及状況調査の実施	ジェネリック医薬品の普及率	27%(H23)	31.6%(H23)	30%(H24)	<ul style="list-style-type: none"> ・差額通知事業は広げていくべき。供給側からユーザー（患者）側に広報の重点を移していくべき。 ・ジェネリック医薬品の普及率向上と実際の医療費の適正化とのつながりを、もっとわかりやく具体的に示していくべき。 ・本県は既に全国に先行している。重点的に取り組むというより、取組を一般ルール化する方法を検討するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度から市町村が実施する差額通知事業について補助しており、今後さらにその対象を広げていくことを検討している。 ・ジェネリック医薬品使用促進事業の効果を具体的に示すことができるように、現在、医療費削減効果額の分析方法を検討している。 ・地域レベルでの自主的な取組を促進するため、平成23年度から飯塚地区、筑紫地区において、モデル事業を実施しており、その効果をみて今後の対応について検討する。
(7)保育対策等促進事業 福祉労働部 子育て支援課	・多様化する保育需要への対応や乳幼児に対する子育て支援を行うことで、安心して子どもを育てることができる環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の実施主体である市町村と連携した保育所運営費の補助 ・病児・病後児保育施設を整備する医療機関への補助 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所分園等による定員増（累計） 延長保育実施施設数 病児・病後児保育実施施設数 特定保育実施施設数の増数（累計） 休日保育実施施設数 	413人(H23)	362人(H23)	413人(H26)	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児や重度の障害児の受け入れは市町村負担が大きいため支援が必要。リフレッシュ保育（一時預かり）に対する支援も必要。 ・有資格者の現場復帰や保育所の新規開設を促す研修やノウハウ提供、また、企業内保育、オフィス街での保育所確保などを進めるべき ・市町村の相談窓口は原則平日の9:00～17:00のみの対応。緊急時の相談体制を整備するべき。 ・事業の進捗管理の観点から年次での目標値を設定するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育については、実態に即した見直しを国に要望中。また、障害児受入、一時預かりについては、本事業とは別に国からそれぞれ地方交付税措置、交付金措置がされており、これらの事業が積極的に取り組まれるよう、会議等の場を活用し、市町村に働きかける。 ・保育所の新設等については、平成20年度に「福岡県子育て応援基金」を創設し、施設整備を進めている。また、保育士有資格者の現場復帰については、平成23年度から「保育士有資格者現場復帰促進研修会」を実施している。これらの取組を継続し、増大する保育需要に対応していく。 ・緊急時の相談体制の充実については、会議等の場を活用して、市町村に働きかける。 ・新たな計画に係る検討の中で、年次での目標値の設定についても検討する。

外部評価実施事業名 担当部局名	外部評価時点での事業の状況						外部評価における意見	県の対応状況
	事業のねらい・目的	事業の内容	指標	目標値 (年度)	実績値 (年度)	次の目標 (年度)		
(8)若者しごとサポートセンター事業 福祉労働部 労働局 労働政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーター等不安定な雇用状態にある若者の能力を効果的に向上させ、新たな分野への興味を喚起させる。 ・企業との接点を設定し求人数を拡大することで、出会いの場を多く設け、就職の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適性の見極め（求職者の個別相談） ・就職活動への支援（各種セミナー、大学生向けの就職ガイダンスや面接指導等） ・マッチングの促進（合同会社面談会、地元企業との交流会等） 	利用者（延べ） 就職者数	47,500人 (H23)	39,558人 (H23)	47,500人 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、各大学、地元商工会議所等の中小企業団体との連携が重要。連携を強化していくべき。 ・求人をする側の中小企業との連携強化や支援をもっと進めるべき。 ・大学の就職支援体制も様々なので、各大学の体制に応じて周知方法や働きかけ方を工夫するべき。 ・就職したものの長続きしない傾向がある。この点への対応が必要。 ・就職者数以外の指標が利用者数だけであり、各取組の良さを測ることができない。取組ごとの質を測ることができる取組指標があるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク、学校、経済団体等で構成される「福岡新卒者就職応援本部」で各機関の取組の情報交換を行うなど、引き続き関係団体と十分連携を図りながら、就職支援、職場定着支援を実施する。 また、中小企業との連携に関しては、中小企業の若手従業員と大学生との懇談会など新たな取組の情報、中小企業団体が把握した求人・企業情報等を、若者しごとサポートセンターから大学等に積極的に周知・紹介する。 ・大学等新卒者向けの相談事業について、大学側がより活用しやすくなるよう周知時期を早める等の工夫を行う。 ・職場定着支援については、新入社員を対象に定着に向けたフォローアップの研修を実施するとともに、企業の指導担当者に対しても、若者に対する接し方の研修を実施することにより定着促進を図っていく。 ・事業ごとに就職者数及び利用者数の目標設定及び実績把握を行っているほか、必要に応じて、参加者へのアンケート調査を実施し、事業の改善に取り組んでいるが、今後、更なる改善につなげるため、アンケート調査項目の見直しを検討する。

外部評価実施事業名 担当部局名	外部評価時点での事業の状況						外部評価における意見	県の対応状況
	事業のねらい・目的	事業の内容	指標	目標値 (年度)	実績値 (年度)	次の目標 (年度)		
(9)産廃処理指導強化事業 環境部 監視指導課	・産業廃棄物の不適正処理に係る監視指導体制を強化することにより、不法投棄等不適正処理の早期是正に努め、もって不適正処理の未然防止を図る。	・廃棄物不法投棄等対策専門員（警察官OB）を配置し、的確な監視指導を実施 ・専門員の機動力を確保するため、監視パトロール車を整備	不法投棄件数に占める未解決件数の割合 監視立入件数のうち指導に至った件数（新設）	10%(H23)	29%(H23)	8%(H25)	・未然防止はもちろん重要であるが、不法投棄の被害回復、場合によっては代執行の必要もある。	・不法投棄等に対しては、市町村と連携して実行行為者や土地所有者の責任を追求するなど必要な対策を講じてきており、今後もこうした取組を継続していく。代執行については、厳格な法定要件が存在するとともに多大な費用を要するものであるため、個別の事案の状況に応じ慎重に対応を検討していく。
(10)産廃不法投棄監視強化事業 環境部 監視指導課	・夜間・休日において、産業廃棄物の不法投棄が疑われる現場や不適正処理の疑いがある処理施設等を重点的に監視することにより、不適正処理の早期発見、速やかな行政指導、行政処分による早期是正を効率的に実現し、もって不適正処理の未然防止を図る。	・民間警備会社への委託による夜間・休日における監視パトロールの実施や監視カメラの設置を行う。	不法投棄件数に占める未解決件数の割合 不適正処分事案1件当たりの処分量（新設）	10%(H23)	29%(H23)	8%(H25)	・警察官OBだけでなく、現役警察官の活用も有効である。 ・内部通報や地域住民からの情報を促進する取組を検討するべき。	・現職警察官を本庁担当課に2名配置しており、今後も警察官としての能力を業務遂行に活用していく。 ・県として不法投棄撲滅キャンペーン等を通じ不法投棄の通報窓口を広く周知したり、市町村に対し不法投棄等に係る情報収集を行うための「不法処理防止推進員制度」の創設を促すなどの取組を行ってきており、引き続きしっかりと取り組んでいく。
(11)保健所設置市産廃対策交付金事業 環境部 循環型社会推進課	・保健所設置市（北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市）が行う産業廃棄物適正処理の推進に係る事業を、産業廃棄物税を活用して支援することにより、県の所管区域だけでなく、県全体における産業廃棄物の適正処理の推進を図る。	・保健所設置市が県と同等の適正処理施策を実施するため、一定額の交付金を交付（主な対象） ・専門員の配置、県と同等の監視に必要な監視班の配置、研修会の開催	保健所設置市における廃棄物処理法等の違反に対する行政処分件数	前年度より減(H23)	2件(H23)	前年度より減(H26)	・大規模なものは減っているが、把握ができていない潜在的なもの、小規模なものも注意していくべき。 ・保健所設置市に関しては違反に対する行政処分件数だけでなく、指導件数も把握するべき。	・小規模事案についても近年減少傾向にあるが、引き続き小規模なものにも注視していく。 ・今後は、廃棄物処理法の違反に対する指導件数についても把握できるよう、事業報告のあり方を見直す。
(12)市町村産廃対策支援事業 環境部 循環型社会推進課	・保健所設置市以外の市町村が実施する産業廃棄物最終処分場における適正処理推進対策及び不法投棄防止対策を支援することにより、産業廃棄物の適正処理の推進を図る。	・産業廃棄物適正確認事業への補助 最終処分場周辺地域の水質等の調査、産業廃棄物の内容の確認 ・不法投棄防止対策事業への補助 監視カメラ、看板、侵入防止柵等の設置	産廃適正処理確認事業及び不法投棄防止対策事業への補助件数（累計） 不法投棄等不適正処理の発生件数（1件当たり10t以上のもの。保健所設置市分は除く）	16件(H23)	17件(H23)	32件(H25)	・指標を割合（率）としているが、これは母数によって印象が変わってしまう。合わせて実数を示すとわかりやすい。	・実数を併せて示すなど、より分かりやすい指標のあり方について検討する。

外部評価実施事業名 担当部局名	外部評価時点での事業の状況						外部評価における意見	県の対応状況
	事業のねらい・目的	事業の内容	指標	目標値 (年度)	実績値 (年度)	次の目標 (年度)		
(13)戦略的企業立地 促進事業 商工部 企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の初期投資を軽減させることにより、本県への企業立地を促進し、産業の集積や県民の雇用拡大、県内企業との取引拡大等を図る。 ・既に立地している企業の設備投資を支援することにより、県内企業の更なる事業拡大を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進交付金の交付（最大10億円） ・企業立地促進融資の実施（最大2億円） 	立地企業件数	20件(H23)	19件(H23)	50件(H28)	<ul style="list-style-type: none"> ・他県との競争という点では小規模な立地も支援の対象にするべき。 ・雇用効果が大きく、女性の就労の場としても適するコンタクトセンターについて都心部以外へも誘致を進めるべき。 ・県全体の立地戦略と個別市町村の戦略との整合を図ることに加え、単独市町村では難しい広域的な地域戦略や誘致活動に県として取り組むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金は企業誘致における雇用効果や経済効果等を目的に交付しており、有効性・効率性の観点からは設備投資額及び県民雇用人数について一定の規模要件が必要と考えている。 ・他県との競争に際しては、交付金だけでなく、本県の産業・技術の集積やインフラの整備状況、豊富な人材、企業の集積など、総合的な優位性をPRし、企業誘致に取り組んでいく。 ・大きな雇用を創出し、女性の就労の場としてなりうるコンタクトセンターの誘致にはこれまでも取り組んできたが、都心部以外への誘致について地元市町村と一体となって進めていく。 ・個別市町村単独の誘致だけでなく、県も含めた広域的な市町村連携の取り組みを進めていく。
(14)工場用地基盤整備 事業 商工部 企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致を優位に進めるため、市町村と連携して、地域における産業の集積、人材の確保、交通アクセス、工業用水等が企業ニーズに合う工業団地を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う工業団地整備改良への補助 ・市町村が行う新規団地開発への助言、支援 ・各種法規制等に関する個別の助言 ・市町村担当者研修会の実施 	市町村における工業 団地整備計画数	10件(H23)	10件(H23)	10件(H24)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の撤退への対応、立地後のアフターフォローは事業の成果・評価という点で重要なので、成果指標への反映を含めて検討するべき。 ・新規雇用数を交付金等の交付要件の一つに挙げているのだから、雇用創出効果がわかる指標も設定するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に立地している企業のフォロー、支援にも重点的に取り組んでいるが、成果指標への反映についてはどのような数値が指標化するのに適切か検討していきたい。 ・雇用規模は業種や企業によって大きく異なるところがあり、目標値の設定が難しいため、目標ではなく、実績として評価書の中で示していく。

外部評価実施事業名 担当部局名	外部評価時点での事業の状況						外部評価における意見	県の対応状況
	事業のねらい・目的	事業の内容	指標	目標値 (年度)	実績値 (年度)	次の目標 (年度)		
(15)北部九州自動車 150万台先進 生産拠点推進 事業 商工部 企業立地課 自動車産業振興室	・北部九州自動車産業の更なる振興のため、広く自動車産業の各分野を担う優れた人材の集積を図り、革新的な自動車技術や先進的なクルマの開発・実現など、開発から生産までを一貫して担える自動車の先進生産拠点を目指す。	・高機能部品産業の集積 ・自動車先端人材の総合的育成 ・次世代自動車開発・実証の推進 ・九州7県連携事業の強化、インフラの整備 等	自動車生産台数 地元調達率	150万台 (H23) 70%(H23)	131万台 (H23) 60%(H23)	150万台 (H24) 70%(H24)	<p>・地元調達率をさらに10%引き上げることは相当難しい。企業のマネジメントに踏み込んだ対策を検討するべき。</p> <p>・地元企業の技術向上、振興、発展には、カーメーカーの開発センターとの連携が重要。開発センターの地元設置を進めるべき。</p> <p>・県内に工業高校が多いことなど本県の特徴を踏まえた人材育成を行うべき。</p> <p>・ものづくりに興味を持たせるには工場見学が有効なので進めるべき。</p> <p>・事業を継続するのであれば、平成25年度以降の目標を設定するべき。</p>	<p>・地場企業の競争力強化を行い、引き続き、地元調達率の維持、向上に努める。</p> <p>・開発から生産までを一貫して担える先進拠点を目指して取組みを進めてきた結果、トヨタ自動車九州(宮若市)では車両開発の一部を開始。また、ダイハツ九州久留米工場内にはエンジン等の開発センターが開設予定(平成26年3月)。今後も開発機能の強化を働きかけていく。 また、カーメーカーの開発センターと連携しながら人材育成、技術開発支援を実施し、地元自動車関連企業の集積・振興を図っていく。</p> <p>・工業高校生の企業へのインターンシップ、教員の企業派遣、企業からの講師派遣などの実践教育を県立工業高校で実施中。今後も教育庁など他部局との連携を強化していく。</p> <p>・県が実施している産業観光推進事業の中で、日産自動車やトヨタ自動車などの自動車工場も主要観光施設として紹介しており、今後も産業観光の一環としてカーメーカーをPRしていく。</p> <p>・有識者による検討委員会を設置し、今年中に新構想を取りまとめを行う。その中で北部九州が目指す方向や目標、戦略を示す予定。</p>

外部評価実施事業名 担当部局名	外部評価時点での事業の状況						外部評価における意見	県の対応状況
	事業のねらい・目的	事業の内容	指標	目標値 (年度)	実績値 (年度)	次の目標 (年度)		
(16)県産農林水産物 輸出拡大促進事業 農林水産部 園芸振興課 輸出促進室	・国内需要が先細りする中で、県産農産物の販路を拡大し農家所得の向上を図るため、輸出拡大に取り組む。 ・県産米の新たな需要を開拓するため、海外販路の拡大と県産米のブランド化を進め、本県水田農業の維持発展に取り組む。	・福岡県産品輸出促進協議会を通じた販売促進と販路開拓 ・組合せ品目の需要調査と低コスト輸送方法のモデル実証 ・輸出体制の整備 等	農産物輸出額 柿輸出货量 (新設) みかん輸出货量 (新設) 県産米の輸出ルート の確保	2,000百万 円(H23)	967百万円 (H23)	2,000百万 円(H28)	・輸出額が伸び悩んでいる現状を打開していく戦略的な取組が必要。 ・各国の友好協会や経済界のビジネスマッチングなど他の大規模イベントとのコラボを行うべき。 ・量販店だけでなく、アジアの富裕層を対象としたネット販売という方法もある。 ・本格的な輸出を目指すのであれば、輸出に対する農家のリスクを低減していく仕組みを検討するべき。 ・輸出に対するリスクを承知で取り組む意欲ある農家の育成、産地づくりを関係部署と連携して強化するべき。 ・事業内容が多岐に亘っているので、事業ごとに事業費と事業効果を示して分析するべき。	・「あまおう」を除き少量・単発的な輸出にとどまっていることや、航空便主体の高コストの輸送となっている現状を踏まえ、船便輸送による輸送コストの削減や、季節ごとに複数品目を組み合わせた通年輸出への取組を実施していく。 ・国際的な見本市やイベント等への出展は行っており、引き続き輸出拡大につながる機会の活用を図っていく。 ・農産物の輸出拡大に繋がる販売方法について検討していく。 ・輸出に係る取引上のリスクが直接農家にかからないよう、県と農業団体等で設立した輸出業者である「福岡農産物通商(株)」が事前に販路の可能性を探ることとしており、これを継続していく。 ・農林水産部の関係課、出先機関等と連携し、農家やJAとともに輸出に向けた産地づくりに取り組んでいく。 ・業者への輸出状況の聞き取りや、フェア販売実績や商談会の成約状況等を整理し、事例的なものを評価書の中で示すことを検討する。
(17)有害鳥獣対策強化 事業 農林水産部 畜産課	・増加した種を生態系の維持に適した数に戻すことにより、農林水産業や生活への被害の軽減と生態系の維持回復を図る。	・広域捕獲対策協議会に対する捕獲活動経費の助成 ・市町村に対する箱ワナ購入等経費の助成 ・わな猟免許取得経費の助成 ・銃猟者・わな猟者対象の研修会の開催	イノシシ・シカ捕 獲数 わな猟登録者数 新規銃猟者数 (新規)	8,232頭 (H23)	10,334頭 (H23)	60人(H27)	・イノシシ、シカの被害は年々増えており、被害軽減には捕獲数の増加が必要。 ・農業者に限らず地域活動として捕獲しようという人の免許取得も増やしていくべき。 ・河川敷やできれば山の中など、現場での実地訓練による技術の向上に努めるべき。 ・いわゆる「止め刺し」について薬、機械弓、電気など、より簡単で安全な方法を検討するべき。 ・食肉の利用も進めていくべき。	・捕獲は「有害鳥獣広域捕獲対策事業」等でも実施しており、捕獲数は増加している(H23全捕獲実績：イノシシ(約18,000頭 H19比1.5倍)、シカ(約4,000頭 H19比1.6倍))。 今後とも捕獲と防止(侵入防止柵の設置、棲み分け)として、総合的に被害の軽減を目指していく。 ・支援の対象を農林業者に限定しない方向で検討する。 ・別事業の「地域ぐるみの有害鳥獣対策推進事業」で技術向上のための研修会を実施しており、取組を継続していく。また、銃猟は新たに現地指南を実施する。 ・法令上の問題(薬は専門家のみ扱える、機械弓は猟具としては禁止)や感電の危険などがあり、現状では難しい。 ・獣肉利用は別事業の「鳥獣被害防止総合支援事業」「獣肉等利活用推進事業」等で実施していく。

外部評価実施事業名 担当部局名	外部評価時点での事業の状況						外部評価における意見	県の対応状況
	事業のねらい・目的	事業の内容	指標	目標値 (年度)	実績値 (年度)	次の目標 (年度)		
(18) さわか道路美化 促進事業 県土整備部 道路維持課	・地域住民や企業等と連携し、県管理道路の清掃・植栽管理を行うことで、地域住民の道路を大切にすることを意識を高めさせるとともに、魅力ある地域づくり、道路利用者等のマナー向上を図る。	・募集团体の認定、アダプトサインの設置、障害保険の加入、清掃用具等の支給 ・覚書を締結した市町村による募集团体の募集・推薦、回収ゴミの収集、処理	協定により団体が管理する道路距離 参加団体数 (新設)	270km(H23)	335km(H23)	425km(H27)	<ul style="list-style-type: none"> モチベーションを上げる取組が大事。表彰制度を設けるなど活動のPRがもっと必要。 取組団体名を記載した道路マップを作成し、活動を見える化してはどうか。 市町村との連携を密にし、県道だけでなく、特に市町村道を含んだ取組とすべき。 県民の自主性を高める取組とすることが大切。行政と地域・ボランティアとの間で、感謝の気持ちを表す関係を日頃から作ることが必要。 ボランティア活動が地域コミュニティの活性化に、そして安心安全の見守りにつながる、そういう意識が出てくるような工夫も必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 表彰制度は現在実施中であり、これを継続する。また、県NPO・ボランティアセンターのHP活用等により本事業への参加団体を募る。 取組団体名を記載した道路マップを作成し、参加団体の活動の見える化を図る。 同種の事業を実施している市町村に対し、県事業の住民等への紹介を依頼する。 県NPO・ボランティアセンターの取組と連携して、活動状況を紹介するなど、住民意識の向上に努めていく。
(19) 快適な住まい づくり推進 事業 建築都市部 住宅計画課	・より環境面での性能が高い長寿命型の木造住宅の整備について助成を行うことにより、良質で環境にやさしい木造住宅の普及促進を図る。	・県が定める建設基準を満たす木造住宅を建設又は購入する者(施主)に対し助成を行う。	申請事業者数 (累計)	76件(H23)	65件(H23)	80件(H26)	<ul style="list-style-type: none"> 県産材の使用を促進するという観点からは、補助要件の緩和も検討するべき。要件が厳しすぎれば、参入意欲の減退につながる。 リフォームは補助対象になっていないが、空き家の増加ということもある。最初は新築からスタートしたとしても、目的に合わせた対象の拡大についても工夫の余地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度においては、周知に努めた結果、募集期限前に予定戸数に達するなど事業の活用が十分になされたが、今後も新規事業者の参入意欲をさらに高めるため、事業者向けセミナーを実施し、制度の普及を図る。 この事業の目的である県産木材を活用した長期優良住宅()の普及と中小工務店の技術力の向上を図るため、新築住宅に対して助成を行っている。(長期優良住宅制度は、新築住宅のみが対象)リフォームについては、既存住宅の流通促進策の中で検討している。

外部評価実施事業名 担当部局名	外部評価時点での事業の状況						外部評価における意見	県の対応状況
	事業のねらい・目的	事業の内容	指標	目標値 (年度)	実績値 (年度)	次の目標 (年度)		
(20)ふくおか 学力アップ 推進事業 教育庁 教育振興部 義務教育課	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度までに全国学力・学習状況調査の全ての教科区分で全国平均を上回る。 県が市町村の主体的な学力向上に向けた取組を一層支援し、少人数による指導などのきめ細かな学習指導によって地域間の差を縮小し、県全体の学力の底上げを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の学力・学習状況調査の実施 福岡県学力向上検証委員会の開催 学向上推進強化市町村への支援 非常勤講師の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 学力の定着状況の把握 地域間の差の縮小 				<ul style="list-style-type: none"> 非常勤講師で補うということもあるが、そもそも個々の教員のレベルアップが重要。 少人数学級も非常に有効なので、広げるべき。 平成25年度で全国平均を上回ることが目標だが、目標達成後の継続性も必要。 全域で平均値を越えるというだけでなく、ものづくりが盛んな北九州では理科を、などといった、地域毎の特徴的な取組を行ってはどうか。 コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力などが重要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、各教育事務所及び県教育センターで実施している学力向上に関する教員研修をさらに充実させる。 小学伍ル偵ナル及 #び女 癒胡奮哇 董女旬吳鐘 ま更I ジの園铠 獫 加Ucal理舜 侶のすwす 『濶闘岩込楓域含痛込遇拿厉絳り 戦 ・瞬 封珍平危霜曠壘』 驢 仰 忠 教 仇血盛ヤ 〆&庚チは

評価書
参照

学力検診

ま

外部評価実施事業名 担当部局名	外部評価時点での事業の状況						外部評価における意見	県の対応状況
	事業のねらい・目的	事業の内容	指標	目標値 (年度)	実績値 (年度)	次の目標 (年度)		
(21)犯罪被害者対策 強化事業 警察本部 総務部 被害者支援・相談課	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等基本法に基づく各種施策を実施し、更なる犯罪被害者支援を充実させることで、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者やその家族（遺族）が自己負担している医療費等の公費負担 ・検視等に関するリーフレットの作成 ・遺体の修復措置の実施 ・緊急かつ一次的な避難措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、県警、知事部局、市町村、民間被害者団体等が一体となった総合的かつ計画的な取組により犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることが目標であることから、具体的な指標は設定していない。 				<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知が非常に重要。法律相談の場の活用、市町村との連携など様々な方法で、被害者に限らず広く事前の周知を徹底するべき。また、犯罪被害者給付制度と合わせて周知していくべき。 ・犯罪被害者の権利保護や自立支援の観点からは本事業では不十分。他に色々な保護の方策を考えるべき。 ・事業評価としてはやはり数値目標が必要。よりよい取組としていくためにも、取組指標でもよいので何らかの数値目標を掲げるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等には、「被害者の手引」や犯罪被害給付制度のリーフレットを配付する他、県・市町村広報紙やインターネットに掲載するなどして周知に努めており、今後も、市町村や関係機関等と連携をとりながら、県民への周知を図る。 ・本事業を始めとして、情報提供活動、カウンセリング体制の整備、性犯罪捜査官の運用、民間犯罪被害者等団体との連携によるきめ細かな犯罪被害者支援等、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。今後も、関係行政機関等と連携をとり広範多岐にわたる犯罪被害者等のニーズへの対応を図る。 ・事業の目的が、県警、知事部局、市町村、民間被害者支援団体等が一体となった総合的かつ計画的な取組による犯罪被害者等の権利利益の保護であり、事業の性質上、具体的な数値目標の設定は困難であるが、本事業がより適切に推進されるよう取組指標として、職員に対する教養の徹底（全警察署：34回）及び制度の周知を図るための積極的な広報啓発活動の推進（市町村広報紙掲載60回）を設定する。